令和５年度　指導員養成講習会等について

＊島根県柔道連盟ＨＰに掲載中

令和５年度の各指導員養成に係る講習会及び更新講習会は、以下のとおりとします。

１　Ａ指導員養成に係る講習会（１～２名程度）受講者は、島根県で推薦した者を派遣する。

２　準指導員、Ｃ指導員、Ｂ指導員の資格取得養成に係る講習会は、以下のとおり。

＊1　「準・Ｃ指導員養成」及び「Ｂ指導員養成」に係る講習会は、各年１回実施する。

＊2　準及びＣ指導員養成講習会は６月に１回、Ｂ指導員養成講習会は８月に１回、開催。

⑴準及びＣ指導員養成に係る講習会（※開催要項等はＨＰ掲載及び地区連絡～開催期日１か月前）

※下記日程の１回のみの開催

　①期　日：令和５年６月２４日（土）２５日（日）　＊２日間

　②内　容：Ｃ指導員養成　講義、実技：１２時間（必須）に加え、検定試験　レポート

　　　　　＊準指導員養成　Ｃ指導員養成と同じ講義、実技の受講を原則とする。但し、

検定試験、レポートは課さず、受講のみ内容で認定を行う

　　③受講条件　受講要件（登録、年齢、段位）を確認して申込んでください。

＊受講希望者は、下記の受講要件２点が満たされていること

※「Ｃ指導員養成」に係る講習会、受講希望者　受講要件

　　1）全柔連の「個人登録」が、受講申込時点で終了している者

　　2）受講申込時点で、20歳以上、2段以上であること

　※「準指導員養成」に係る講習会、受講希望者　受講要件

　　1）全柔連の「個人登録」が、受講申込時点で終了している者

　　2）受講申込時点で、18歳以上、初段以上であること

　　④その他　1）Ｃ指導員養成に係る講習会の受講希望者が、５人数に満たない場合は、

令和５年度の開催は中止とします。

　⑵Ｂ指導員養成に係る講習会（※開催要項等はＨＰ掲載及び地区連絡～開催期日１か月前）

※下記日程の１回のみの開催

①期　日：令和５年８月１１日（金　山の日）１２日（土）　＊２日間で実施

　②内　容：Ｂ指導員養成　講義、実技：１８時間（必須）に加え、検定試験　レポート

　③受講条件　受講要件（登録、年齢、段位）は、必ず確認して申込んでください。

＊「Ｂ指導員養成」講習会受講希望者は、下記の受講要件３点が満たされ

ている者であること

　1）全柔連の「個人登録」が、受講申込時点で終了している者

－１－

　2）受講申込時点で、20歳以上、3段以上であること

3）Ｃ指導員認定後（＊認定書の認定日を確認）から、今講習会初日まで

に２年以上経過している者

　　④その他　1）Ｂ指導員養成に係る講習会の受講希望者が、５人数に満たない場合、

令和５年度の開催は中止とします。

３　更新講習会に係る講習会について（※開催要項等はＨＰ掲載及び地区連絡～開催期日１か月前）

＊令和５年度の更新に係る講習会は、令和５年度に更新期限を迎えられる指導員が多数

により、下記の３回を実施する。ただし、Ｃ指導員、並びにＢ指導員養成講習会に係る

更新講習会は、それぞれの希望者が既定の数に満たない場合、その講習会は中止となる。

※１　３回それぞれ受講対象者が異なります。必ず、確認をして申込んでください。

※２　１回の更新講習会は、準・Ｃ指導員養成講習会（６月）、２回目は、Ｂ指導員養成

講習会（８月）、３回目は、地域社会柔道指導者研修会（１２月＊別途案内）と併催

して実施します。

※３　Ｃ指導員養成とＢ指導員養成に係る講習会は、各々希望者が５人数に満たない講

習会は、開催を取りやめます。あらかじめご了承ください。（＊中止の場合は、申込

責任者を通して通知します）

　※４　１２月に実施する地域社会柔道指導者研修会は、対象の限定は設けません。

下記の概要を確認してください。

⑴令和５年度　第1回更新講習会

①期　日　　：令和５年６月２４日（土）２５日（日）

　②内　容　　：Ｃ指導員養成講習会（江津中学校）　講義、実技内容に準じて行う

　③受講対象者　Ａ指導員、Ｂ指導員、Ｃ指導員、準指導員の全資格保持者

④受講条件　　受講対象者は、下記の受講要件が満たされている者であること

※受講申込みの時点で、全柔連の「個人登録」及び「指導者資格登録」

が、完了している者

　　⑤認　定　　　1）Ａ指導員及びＢ指導員は、２日間の全日程（全講義、実技の10ポイ

　　　　　　　　　 ント）の受講者を更新者（ポイント取得完了者）として認可

2）Ｃ指導員並びに準指導員は、6/25（日）の１日のみの受講（講義、

　実技6ポイント）により、更新者（ポイント取得完了者）として認可

⑥その他　　　＊対象のＣ指導員養成に係る講習会の受講希望者が、５人数に満たな

　　　　　　　　い場合は、令和５年度第１回更新講習会は中止とします。

－２－

⑵令和５年度　第２回更新講習会

①期　日　：令和５年８月１１日（金　山の日）１２日（土）

　②内　容　　：Ｂ指導員養成講習会（江津中学校）　講義、実技　内容に準じて行う

　③受講対象者　Ｂ指導員及びＡ指導員のみ

④受講条件　　受講対象者は、下記の受講要件が満たされている者であること

※受講申込みの時点で、全柔連の「個人登録」及び「指導者資格登録」

が、完了している者

⑤認　定　　　本講習会の２日間の全日程（全講義、実技18時間を10ポイント扱い）

の受講者を更新者（ポイント取得完了者）として認可

⑥その他　　　＊対象のＢ指導員養成に係る講習会の受講者が、５人数に満たない場

合は、令和５年度第２回に関わる更新講習会は中止とします。

⑶令和５年度　第３回更新講習会

①期　日　　：令和５年１２月２日（土）３日（日）

　②内　容　　：地域社会柔道指導者研修会（県立武道館）講義、実技内容に準じて行う

　③受講対象者　Ａ指導員、Ｂ指導員、Ｃ指導員、準指導員の全資格保持者

④受講条件　　受講対象者は、下記の受講要件が満たされている者であること

※受講申込みの時点で、全柔連の「個人登録」及び「指導者資格登録」

が、完了している者

　　⑤認　定　　　＊すべての参加者は、２日間の全日程（全講義、全実技）の受講者を更

新者（ポイント取得完了者）として認可

⑥その他　　　＊１　本指導者研修会は、開催不能である条件が発生した場合のみ、中

止もあり得る。

　　　　　　　　　＊２　本指導者研修会は、中央講師２名、地元講師２名による指導者研

修会として開催される。

※更新講習会は、併催する養成講習会の受講者が満たない場合は、中止となりますが、

特段の救済措置はありません。更新期間（Ａ・Ｂ・Ｃ：４年間、準：２年間）に係る

期限が迫る前に受講されることをお勧めします。

　＊更新要件：Ａ・Ｂ・Ｃ指導員は、４か年間の内に１回、指定する更新講習会を受講

　　　　　　　準指導員は、２か年間の内に１回、指定する更新講習会を受講

　＊解　釈　　４年目（２年目）に受講しなさいという意味ではありません。更新期間

であれば、１年目、２年目、3年目でも受講して更新は完了となります。

－３－

　＊更新に係る例：Ｊ指導員の場合　資格；Ｂ指導員資格

　　　　　・Ｂ指導員資格取得（2005年）更新期間（2006～2009年の4か年間）

　　　　　・2006年に更新講習会を完了（2006～2009の更新期間を完了）、次回更新期間

は、2010～2013年の4か年となる

　＊更新講習会の未受講により、資格有効期限（ＡＢＣ４か年、準２か年）が過ぎた場

　　合は、指導員資格が有効でなくなります

４　再有効化申請について（※別添参照）

　　決められた更新有効期間において、更新講習会が未受講の場合は、指導員資格が有効で

ない状態になります。（更新講習会の未受講により更新に係る有効期限が切れている者）

そうした場合は、資格に応じた必要な更新ポイント（ＡとＢは、10ポイント、Ｃと準

は、6ポイント）の取得が必要となります。その必要となる更新ポイントを取得したのち、

再有効申請を行い、指導員資格は有効な状態になります。

　そうした再有効化に関わる講習会は、更新講習会（内容は、各講習会の内容に準じます）

で取り扱います。

　必ず、担当者（濵岡）まで、相談のうえ、別添要項等により申込んでください。

　ただし、全柔連登録がなされてない場合は、その対象となりません。

５　その他

　⑴令和５年度における指導員資格に係る関係の講習会すべては、別添（開催約１か月前、

地区連絡及びＨＰ掲載）の要項等により確認して、所定の申込用紙にて期限までに申込ん

でください。

⑵指導員養成に係るすべての問い合わせは、濵岡（教育普及委員会）までお願いします。

⑶指導員資格に係る要件は、すべて指導員の資質に係る自己責任としていますので、管理、

運用は、責任を持ってお願いします。

－４－